

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 8 月 20 日

天馬株式会社

2025年8月20日

東京都北区赤羽一丁目63番6号
天馬株式会社
代表取締役社長 廣野 裕彦

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2025年7月23日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2025年8月20日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合がその効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2025年8月20日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2025年7月25日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項及び社債、株式等の振替に関する法律第155条第1項において定義される買取口座を、電子公告の方法により公告したところ、本株式併合の効力発生日の前日までに、1名の株主から、当社株式500株について会社法第182条の4第1項の規定に基づき株式買取請求を行う旨の書面を受領しました。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

5株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

(1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、2025年7月23日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。

(2) 当社株式は、2025年8月18日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上

場廃止となりました。

- (3) 本株式併合により、FHLホールディングス株式会社及び金田宏氏以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1株に満たない端数となっております。

以上